

仙台市公告第156号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第16条第1項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年4月26日

仙台市長 梅原克彦



1 事業者の氏名及び住所

2 開発事業の名称及び目的

名称 建設残土捨場及び河川改修事業

目的 建設残土捨場及び河川改修、防災調整池の整備をするため

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市泉区実沢字六堂屋敷1-6 外26筆

面積 49,756 m<sup>2</sup>

4 意見の概要

(1) 条例第16条第1項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。